

令和3年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和3年 6月30日(水) 開会 午前10時
閉会 午前11時 4分

場所 第8委員会室

出席委員 新井一徳委員長
安藤友貴副委員長
千葉達也委員、松井弘委員、岡田静佳委員、永瀬秀樹委員、梅澤佳一委員、
八子朋弘委員、杉田茂実委員、町田皇介委員、深谷顕史委員、
秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、
金子亮化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件

大規模災害に対する事前の備えについて

千葉委員

- 1 イツモ防災事業について、講師はどのような方が担っているのか。また、県と市町村の連携が重要と思うが、県として市町村との連携に当たり最も留意している点は何か。
- 2 業務継続計画、すなわちBCPについて、県では非常時優先業務をAからDにランク付けしているとのことだが、どのような考え方に基いてランク付けをしているのか。
- 3 2016年4月の熊本地震を受けて、受援を備えているBCP等が求められると聞いているが、受援を備えている市町村のBCP等は、全国で約40%と報告されている。埼玉県では全63市町村でBCPを策定済みとあるが、受援を位置付けているBCP等はどのくらいか。
- 4 県では災害対応工程管理システム、すなわちBOSSを導入しているが、県や市町村のBCPとのリンクは有効であると考え。現在は別々のシステムで運用していると思うが、今後リンクを検討していくのか。

危機管理課長

- 1 イツモ防災事業の講師については766人養成しており、内訳は市町村職員、自主防災組織リーダー養成指導員、消防本部職員、消防団員、大学生、県職員等である。市町村との連携については、市町村が災害に際して活動しやすい形での組織の活性化、内容の充実に支援をしていくことが重要と考えている。
- 2 1点目、発災後直ちに着手すべき業務をAランク、発災後1日以内はBランク、発災後3日以内はCランク、発災後1週間以内はDランクというように優先業務を定めている。
- 3 受援の内容をBCP等に定めているのは32団体であり、51%となる。
- 4 BOSSとは、東京大学生産技術研究所の沼田准教授が開発した、災害対応工程を可視化し全体像の把握を容易にするシステムである。BOSSとBCPとの連携が可能なのかについて、開発者である東京大学の沼田准教授にも相談の上、検討していきたい。

千葉委員

イツモ防災事業の講師の育成という説明があったが、県がこれらの業種の方に対して改めて研修・養成を実施しているということによいのか。

危機管理課長

平成27年度からの766人については、各年度に研修を実施している。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況も踏まえながら、ブラッシュアップも進めていきたい。

深谷委員

- 1 県立広島大学の調査において、避難勧告が廃止され避難指示に一本化されたことについて、約46%が「知らない」と答えたことが報道されていた。自治体が情報発信にしっかり取り組み、県民に知っていただくことが大事だと思うが、どのように取り組んでいくのか。
- 2 避難勧告と避難指示の一本化に伴い、早期の避難につながる一方、逆に警戒がゆるみ、「慣れ」が想定される。いかに住民に切迫度を伝えるかが重要だと思うが、どのように

取り組んでいくのか。

- 3 令和2年8月に東京電力と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」については、大規模停電の早期復旧に向けた体制・連絡の調整、停電復旧に向けた作業、停電情報の県民への周知といった柱があるが、協定締結以来、体制の構築にどのように取り組んできたのか。

災害対策課長

- 1 市町村の担当課に対しては、県が作成する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を改正し、周知を行ったほか、5月26日に行われた市町村との情報伝達訓練において、新たな避難情報の発令について確認を行い、入力を誤った市町村には個別に注意を促し、周知した。県民への周知については、県ホームページへの掲載、彩の国だより7月号、防災情報メール、まいたま防災アプリ等で周知を図っている。引き続き、例えば防災学習センターの県民向けの講座など機会を捉え周知を図っていききたい。
- 2 「マイ・タイムライン」を作成することが、自分自身の身を守ることに繋がると考えている。「マイ・タイムライン」の作成に当たってはハザードマップを確認し、地域の状況などを確認できるため、普及を進めていきたい。
- 3 千葉県では倒木の除去等で自衛隊の力を借りた事例もあったので、東京電力と自衛隊で打合せをした。また、協定の内容にある重要施設のリストを東京電力に提供するなど、打合せを複数回行った。また、協定を主に運用する県土整備部とも打合せを行い、昨年9月には、県土整備部が実施している道路啓開や情報伝達の訓練に東京電力も参加いただいた。

松井委員

- 1 イツモ防災事業の中で、防災を楽しく学ぶ機会の提供とあるが、マニュアルブックを配布する以外に何か行事等を行っているか。
- 2 自主防災組織の強化の中で、特に町内会では高齢化が進んでいる。活性化のためには地域の若者や学生等を取り込めるような情報発信をすべきと考えるがどうか。

危機管理課長

- 1 マニュアルブックの配布のほかには、昨年度はイツモ防災インストラクターを対象に自宅サバイバル編として研修を実施した。昨年度は一堂に会する機会が得られなかったが、防災学習センターも再開しており、夏休みなど子供・親子向けのPR活動も進めていきたい。
- 2 自主防災組織の約95%は自治会を母体としており、若者や学生の多くはその自治会に加入しておらず、加入したとしても自主防災組織の活動までは至らない。若者や学生に参加してもらえよう市町村とともに、自治会や自主防災組織の活動内容をPRするなど、働き掛けていきたい。

町田委員

- 1 イツモ防災事業について、三つの自助として家具の固定、3日分以上の食料の備蓄、災害用伝言サービスの体験の普及との記載があるが、これらの普及の割合は年々上昇しているのか。
- 2 自主防災組織について、組織率が100%を達成している自治体が県内63市町村中どの程度あるのか。また、組織率が低い自治体は何%か。

危機管理課長

- 1 三つの自助の取組は、アンケート等の結果がなく普及の割合は不明である。ある程度普及しているとは考えている。
- 2 県内63市町村中、組織率100%なのは26市町村である。また、組織率が一番低い市町村は23.6%で、小鹿野町であるが、ある程度自宅等で備蓄をしているなど、自助がしっかりしているとも聞いている。組織率が低い市町村についてはヒアリング等を実施して、自主防災組織の重要性を説明して組織率を高めるための働き掛けを行っている。

町田委員

三つの自助の取組については何らかのアンケート調査を行い、この事業の効果を計測しなければ事業を実施する意味が余りないのでは。

危機管理課長

先ほどアンケートはないと申し上げたが、県政サポーターアンケートを実施していた。家具の固定については実施率が令和元年度は63.9%だったのが、令和2年度の結果だと66.0%となっている。3日分以上の水と食料の備蓄については、令和元年度は水の備蓄が51.1%だったものが令和2年度には55.7%であった。食料については、令和元年度60.4%だったものが令和2年度には62.5%といずれも上昇している。伝言サービスの体験については、令和元年度が20.1%、令和2年度が21.1%と低いため、今後は伝言サービスの体験の実施率が上がるように取り組んでいきたい。

永瀬委員

自主防災組織について、促進の取組によって組織率が上がり地域偏在も多少あるということは分かったが、活性化していくことも重要と考える。講師を164人育成して研修が20回ということで、育成された講師がどの程度モチベーションを保ち続けられるのかという点に疑問がある。研修の回数について、県としてはどの程度が妥当と考えているか。また、組織が機能し続けるように、長期的な目標や考え方について伺う。

危機管理課長

昨年度は新型コロナウイルスの影響で自主防災組織の講座等の実施がかなり少ない状況であった。活動を継続していただくためにはブラッシュアップの講座等が必要であると考えている。昨年度は自主防災組織への講師の派遣は20回であったが、平成30年度から令和元年度は約170回から180回行っていったため、感染状況を見ながら実施回数に戻していきたい。長期的にも、自主防災組織は必要な組織であるため、世代交代を含めて支援できる点は県として支援を行いたい。

秋山委員

- 1 避難情報の発信についてである。災害が発生するおそれがある場合、当該地域の住民に避難情報を発令するが、この権限と責任を持つのは誰か。
- 2 また、資料には市町村が発令する避難情報等を県民へ速やかに伝達するとあるが、全県民への災害オペレーション支援システムを通じた情報提供について、例えば、市町村に広域にわかつ情報がないため当該市町村の住民に対し情報提供や発令ができないと

というような場合を考えると、国や県の情報を自治体に情報を提供することが重要と考える。この点で県の役割はどうなっているのか。

- 3 資料によれば災害オペレーション支援システムは自治体の情報を県が発信するという仕組みのようだが、県から自治体へ情報を提供できれば正確な避難指示の発令などに資すると思う。このような仕組みにはなっていないのか。

災害対策課長

- 1 避難指示については、災害対策基本法により市町村長が発令することができるかと定められている。
- 2 広域にわたる管内以外の情報について、特に河川の情報が必要かと思うが、ある地点における水位情報の伝達については県の水防計画で定められており、河川の管理者から県土整備事務所を経由して各市町村の防災担当課・土木担当課にメールにて情報が発信される。また、災害オペレーション支援システムでも県内の観測地点での水位が確認できるようになっている。県境をまたいだ他県の情報については、例えば群馬県側の河川の水位情報については、群馬県の担当課から、当県の担当課である河川砂防課に情報提供がなされている。それら他県の情報についても、県内の情報と同じように関係市町村に提供するということが水防計画で定められている。
- 3 災害オペレーション支援システムの役割として、市町村が収集した被害の情報や発令した避難指示等の情報、避難所の情報などを県に報告するとともに報道機関に情報を発信するというようなものがある。また、防災関係機関が災害オペレーション支援システムを通じてそういった被害情報や水位の情報の共有を図れるというのが主な役割となっている。情報提供については、プッシュ型で送るものはメールで提供している。

秋山委員

災害対策基本法上、避難指示発令の権限は市町村にしかなく、県や国が発令することはないという理解でよいか。そうすると、市町村の役割が非常に重要になる。市町村が独立独自に判断して住民の安全のために指示を出すという役割が基本となっている点で、市町村に念押しや支援が必要になると思うがいかがか。

災害対策課長

1点補足したい。役場が被災したなどの理由で市町村長が発令できなくなった場合に、都道府県知事が代行する規定はある。しかし住民に近い市町村の役割は災害時に大変大きいので、県としては広域自治体として市町村支援の取組を進めていく。昨今、大規模な災害が毎年のように起きている。市町村の防災部局の課長とは、年に5回から6回、リモートで会議を行っており、防災の意識が高まっていると感じている。市町村と協力しながら災害発生時の被害を減らす取組をしっかりと行っていきたい。

杉田委員

B C P改正の中で、最悪を想定した厳しい職員参集率はどのように設定しているのか。

危機管理課長

発災後に自宅から参集場所まで徒歩又は自転車で移動する場合に要する時間から参集率を算出し、従前の計画では、発災後1時間で全職員の47.8%が参集できるという高い参集率となっていた。しかし、熊本地震等の状況を踏まえて、発災後1時間で全職員の4.

8%しか参集できないという厳しいものとした。その理由は、例えば職員の家族への対応や、参集する際に道路や電柱の破損、鉄道の停止が想定されることなどである。また、それに合わせて、非常時優先業務もランク付けするなど見直した。